

議案第 13 号

損害賠償等請求控訴事件に係る和解について

次のとおり損害賠償等請求控訴事件に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 11 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

甲 岡山市 企業

乙 岡山市 企業

2 和解の要旨

- (1) 県は、解決金 378,000 円を甲に、184,000 円を乙にそれぞれ支払うものとする。
- (2) 和解の相手方らは、その余の請求をいずれも放棄するものとする。
- (3) 和解の相手方らは、県と和解の相手方との間には、本件に関し、本件和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認するものとする。
- (4) 訴訟費用は、第 1、2 審とも各自の負担とする。

3 事件の概要

平成19年1月30日に一般国道179号の人形峠付近で起こったスリップ事故に係る平成20年（ワ）第463号損害賠償等請求事件及び平成20年（ワ）第1061号代位求償請求事件につき、平成22年10月19日言渡しのあった岡山地方裁判所の判決を不服として控訴していたところである。

このたび、広島高等裁判所岡山支部から和解勧告があり、県の主張について一定程度理解を示された内容であることから、これに応じようとするものである。